

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年9月20日(2007.9.20)

【公表番号】特表2003-502351(P2003-502351A)

【公表日】平成15年1月21日(2003.1.21)

【出願番号】特願2001-504339(P2001-504339)

【国際特許分類】

A 61 K 6/083 (2006.01)

【F I】

A 61 K 6/083 5 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月21日(2007.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】下記配合剤すなわち

(a) 10ないし98.999重量%の少なくとも1種類の二官能もしくはそれ以上の多官能のエチレン系不飽和モノマーと、

(b) 0ないし88.999重量%の少なくとも1種類の一官能のエチレン系不飽和モノマーと、

(c) 0.05ないし5重量%の促進剤と、

(d) 0.001ないし5重量%のラジカル重合を開始させるレドックス開始剤系と、

(e) 0ないし88.999重量%の、1種以上の充填剤、チキソトロープ剤、遅延剤およびその他の補助物質の少なくとも一つと、

(f) 1ないし30重量%の可塑剤

とを含む重合性歯科用コンパウンドにおいて、前記レドックス開始剤系は(i)バルビツル酸誘導体および/またはマロニルスルファミドと(ii)一官能もしくは多官能のカルボン酸ペルオキシエステルである有機過酸化物とを含み、前記配合剤(a)、(b)および(c)はベースペーストを構成し、前記配合剤(d)は前記ベースペーストから空間的に分離された触媒ペーストを構成し、前記配合剤(e)は前記ベースペーストおよび前記触媒ペーストのいずれかまたは両方に任意に存在し、および前記配合剤(f)は前記ベースペーストおよび前記触媒ペーストのいずれかまたは両方に存在することを特徴とする重合性歯科用コンパウンド。

【請求項2】前記カルボン酸ペルオキシエステルがカルボン酸第三ブチル-ペルオキシエステルであることを特徴とする請求項1に記載の重合性歯科用コンパウンド。

【請求項3】前記カルボン酸ペルオキシエステルが、炭酸-ジイソプロピル-ペルオキシエステル、ネオデカン酸-第三ブチル-ペルオキシエステル、ネオデカン酸-第三アミル-ペルオキシエステル、マレイン酸-第三ブチル-モノペルオキシエステル、安息香酸-第三ブチル-ペルオキシエステル、2-エチルヘキサン酸-第三ブチル-ペルオキシエステル、2-エチルヘキサン酸-第三アミル-ペルオキシエステル、炭酸-モノイソプロピルエステル-モノ第三ブチル-ペルオキシエステル、炭酸-ジシクロヘキシル-ペルオキシエステル、炭酸-ジミリスチル-ペルオキシエステル、炭酸-ジセチル-ペルオキシエステル、炭酸-ジ(2-エチルヘキシル)-ペルオキシエステル、炭酸-第三ブチル-ペルオキシ-(2-エチルヘキシル)エステル、3,5,5-トリメチルヘキサン酸-第三ブチル-ペルオキシエステル、安息香酸-第三アミル-ペルオキシエステル、酢酸-第

三ブチル - ペルオキシエステル、炭酸 - ジ (4 - 第三ブチル - シクロヘキシル) - ペルオキシエステル、ネオデカン酸 - クメン - ペルオキシエステル、ピバル酸 - 第三アミル - ペルオキシエステルおよびピバル酸 - 第三ブチル - ペルオキシエステルから成る群から選択されることを特徴とする請求項 1 に記載の重合性歯科用コンパウンド。

【請求項 4】前記配合剤 (a) が 3.0 ないし 8.0 重量 % の濃度で含まれていることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の重合性歯科用コンパウンド。

【請求項 5】前記配合剤 (d) が 0.01 ないし 3 重量 % の濃度で含まれていることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の重合性歯科用コンパウンド。

【請求項 6】前記配合剤 (e) が 1.0 ないし 6.8.99 重量 % の濃度で含まれていることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の重合性歯科用コンパウンド。

【請求項 7】歯科用充填材、残根築盛材、固定セメント、仮のクラウン・ブリッジ材、またはインレー、オンレー、ベニア、または型材料の調製のための歯科用材を調製するための、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の重合性歯科用コンパウンドの使用。